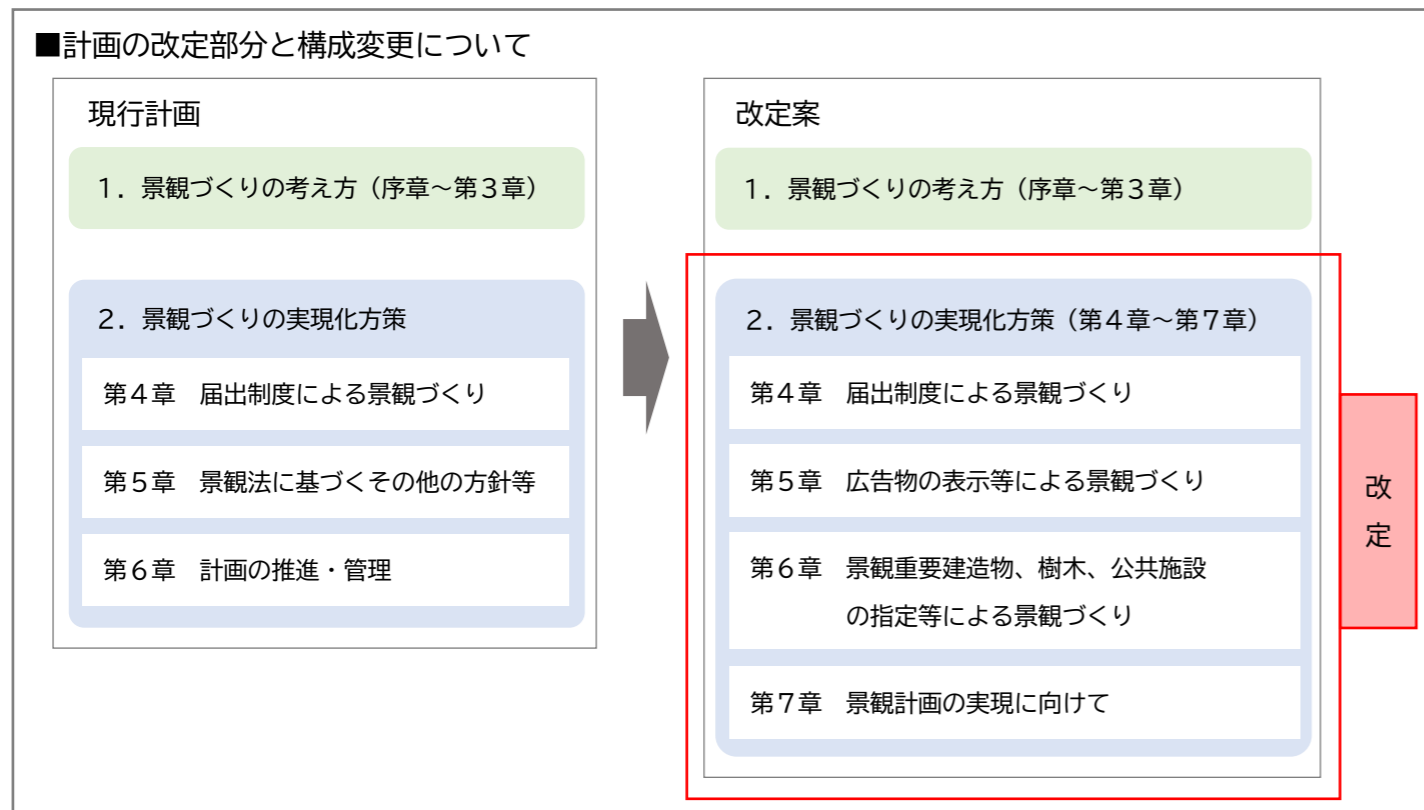


# 町田市が今後とるべき景観施策について：「町田市景観計画」（改定案）

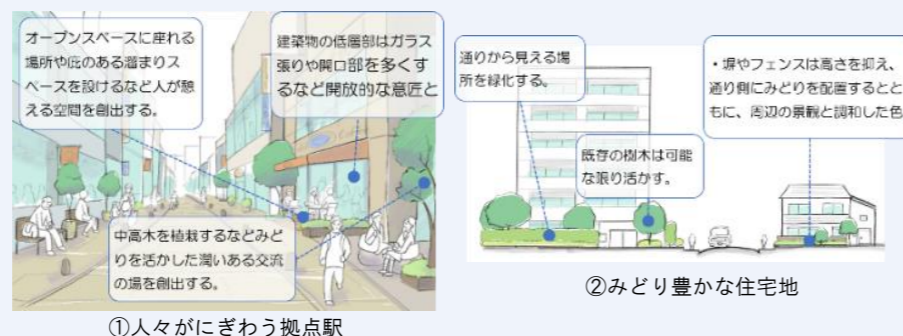
## 1 「町田市景観計画」（改定案）概要



### ■第4章 届出制度による景観づくり

#### 1) 景観形成基準の整理と追加

- ①「人々がにぎわう拠点駅の景観づくりの推進」と②「みどり豊かな住宅地の街並み景観の誘導」を図るため、景観形成基準を追加します。



#### 2) 届出対象行為の追加

- ①「太陽光発電設備」、②「地上設置型携帯電話基地局」、③「コンテナ倉庫」を追加します。



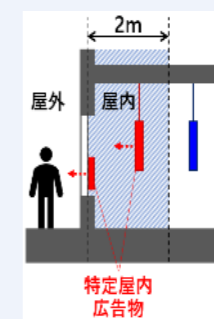
#### 3) 事前協議制度の追加

- ①「町田市住みよい街づくり条例」に基づき「大規模土地取引の届出」の際、市の景観づくりの考えを伝達します。
- ② 一定規模以上の建築行為等については、計画が容易に変更できる段階において事前協議を実施します。
- ③ ②のうち、景観上重要な案件は、「景観アドバイザー」を交えて協議を行います。

### ■第5章 広告物の表示等による景観づくり

#### 1) 特定屋内広告物に関する事項を追加

特定屋内広告物の表示等に関する配慮事項を追加します。 ※届出については景観条例で義務づけ



特定屋内広告物の例

#### 2) 景観事前協議制度の追加

広告物の表示や設置の手続きとして、景観事前協議を追加します。 ※事前協議については景観条例で義務づけ

### ■第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

#### 1) 景観重要公共施設の更新

景観重要公共施設「薬師池公園」の記載を、「薬師池西公園」の開園を受けて更新します。



薬師池西公園



多摩都市モノレール

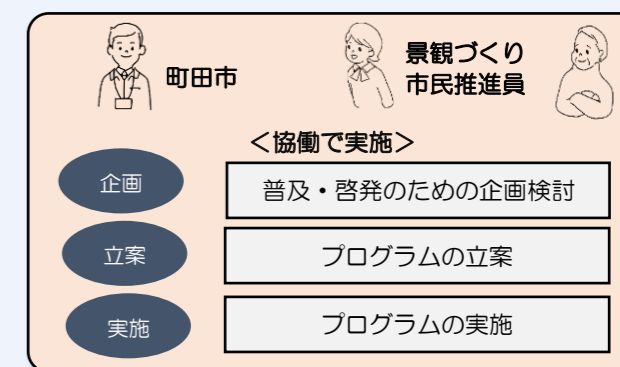
#### 2) 多摩都市モノレールの景観上の考え方を追加

多摩都市モノレール町田方面延伸に伴う道路を将来、景観重要公共施設として指定する際の考え方を追加します。

### ■第7章 景観計画の実現に向けて

#### 1) 「(仮)景観づくり市民推進員」制度の新設

市と協働して景観に係る普及・啓発の活動を企画、立案、実施する「(仮)景観づくり市民推進員」制度を設けます。



#### 2) 官民連携による景観づくりの更なる推進

拠点的市街地の駅周辺や多くの人々が利用する施設の整備について、官民連携による地域一体の魅力を高める景観づくりを更に推進します。

#### 3) 公共事業による景観形成の更なる推進

公共事業による景観づくりを更に推進し、まちの資産となる整備を実現するため、構想段階から景観協議を開始するなど、より効果的な運用を図ります。



「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における景観形成の考え方ノート」